

工事仕様書

第1条 適用

本仕様書は、人孔更生工事に適用する。なお、仕様書に記載なき事項については、「土木工事一般仕様書 一般財団法人下水道事業支援センター発行」及び「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026 年版-」に準ずるものとする。

第2条 適用工法

- 1 本仕様書は、既設下水道人孔の更生工事に適用する。受注者は、既設人孔の機能を確保しつつ、非開削により人孔内面を更生し、構造耐力、防食性、水密性その他必要な性能を満足する工法を選定しなければならない。
- 2 受注者は、工法を採用するにあたっては、現場の施工条件に適合する工法でなければならない。

第3条 既設人孔調査・施工前処理

- 1 受注者は、人孔更生工事に先立ち既設人孔内を洗浄するとともに、既設人孔内を目視によって調査し、施工条件、施工前処理の必要性等を確認し、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、既設人孔調査の結果、施工前処理の必要がある場合には、監督員との協議の上、人孔更生工事に支障がないように処理しなければならない。また、止水工についても同様とする。

第4条 更生材の仕様

受注者は、使用する更生材料が、耐久性能(耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性及び水密性)について公的機関の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。また、レベル1 及びレベル2 地震動に対する耐震性能を有するものとし、耐震計算を行い、その結果を施工計画書に記載すること。

第5条 品質管理

- 1 受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「竣工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。
- 2 施工前の品質管理。受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確保する

ため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

- 3 施工時の品質管理。受注者は、次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理記録し、監督員に提出しなければならない。

- ① 劣化部の除去・断面修復の品質
- ② 更生材の拡径、硬化、温度等の記録チャート
- ③ 充填材の管理記録チャート

- 4 竣工時の品質管理。受注者は、管理注入樹脂又はグラウト材について、現場で注入時に試験用サンプルを作製し、圧縮強度試験を行い、監督員に報告すること。

第6条 出来高管理

受注者は、人孔更生工事完了後の更生人孔内径及び更生厚さが適切であることを計測し、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、測定基準については、選定した更生工法の基準によるものとする。

第7条 その他

- 1 施工にあたっては、人孔更生工法の専門技術を習得した者を現場に常駐させること。
- 2 施工による管口断面の縮小を最小限とし、下水の流下に支障を与えないこと。

土浦市建設工事特記仕様書

土浦市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の施工については、工種毎の共通仕様書及び各課の標準仕様書等により行うこと。

また、当該仕様書に不足する事項については、下記のとおり、土浦市建設工事特記仕様書として指示するので、これに基づき施工すること。

記

1 施工体制の確保

請負者は、次のとおり、適切な施工体制の確保及び適切な人員配置を行うこと。

（１）施工体制台帳及び施工体系図の整備

ア 発注者から直接請け負った公共工事を施行するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図の整備を行うこと。（令和５年４月建設工事必携による）

また、契約締結後は、これらと同一のものを速やかに監督員に提出すること。

イ 施工体制台帳には、下請業者が実施する工事内容を記載するとともに、下請業者との契約書又は請書の写しを添付すること。

ウ 施工体制台帳は、現場に備え付けておくとともに、施工体系図は、工事現場の見やすい場所に掲示しておくこと。

エ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、速やかに監督員に提出すること。

（２）建設業許可標識

建設業許可を受けたことを示す標識を、現場の見やすい場所に掲示し、主任（監理）技術者を正しく記載すること。

（３）労災保険関係成立票

労災保険関係成立票を、現場の見やすい場所に掲示すること。

（４）建設業退職金共済制度

ア 請負金額が５００万円以上の工事の請負者は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）の建設業退職金共済制度に加入すること。

イ 契約締結後 30 日以内に、共済機構から建設業退職金共済証紙の配布を受け、監督員に所定の様式（県様式）により報告すること。

ウ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、現場の見やすい場所に掲示すること。

（５）現場代理人

ア 現場代理人は、現場に常駐し、現場の運営、取締り及び監督員と連絡調整等を行うこと。

イ 現場代理人の身分を証明するもの（運転免許証と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は源泉徴収票））の写しを、監督員に提出すること。

（６）主任（監理）技術者

ア 主任（監理）技術者の身分を証明するもの（運転免許証と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は源泉徴収票））の写しを、監督員に提出すること。

イ 監理技術者を置く必要のある工事については、監理技術者は、監理技術者の資格者証を監督員に提示し、確認を求めること。

ウ 請負金額が 4、500 万円以上の工事においては、専任とする。

ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。ただし、技術研鑽のための研修・講習・試験等で監理技術者等が短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について元請の管理技術者等の場合は発注者、下請けの主任技術者の場合は元請または上位の下請けの了承を得ることを前提とする。

（７）作業主任者

労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、作業区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせること。

２ 資材置場及び発生土仮置場

請負者は、工事の施工に伴い使用する資材置場及び発生土仮置場（以下「置場」という。）は、次のとおり管理すること。

- (1) 使用する置場については、関係法規を遵守すること。
- (2) 施工計画書に、置場の位置図、地番、地目及び面積等を明記し、監督員に提出すること。
- (3) 置場を使用する前に、写真等により監督員に土地の状況の確認を受けること。
- (4) 置場の前面に、工事用の置場であることを明記した看板を掲示し、工事件名、工事期間、請負者名及び発注者名を併記すること。
- (5) 置場の管理については、「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(平成16年10月 土浦市条例第21号)等に基づき、適正な技術基準で管理すること。
- (6) 現場が完了したら速やかに置場を使用前の状況に戻し、その状況が確認できる写真を、竣工書類と併せて提出すること。

3 安全管理

請負者は、工事の施工に当たり、「土木工事安全施工技術指針」(平成13年改訂 建設大臣官房技術調査室監修)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日 建設事務次官通達)、「土木工事保安対策技術指針」(平成18年4月1日 茨城県土木部監修)に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害防止に努め、適切に施工すること。

- (1) 工事の施工に当たり、一般交通に支障を及ぼさないよう交通誘導員を適切に配置し、安全管理に努めること。
- (2) 工事用資材等の搬入搬出については、運搬車両の積載重量制限を超過(以下「過積載」という。)して、行わないこと。また、関連業者についても、過積載を行っている者、過積載を助長している者等を、使用しないこと。
- (3) 工事の仮設については、現場状況を十分に把握し、安全性、経済性、構造等について、請負者の責任において十分に検討したうえで決定し、施工すること。
- (4) 人孔内で作業を行う際には、酸素欠乏危険作業主任者を定め現場に常駐させること。なお、作業主任者は、「酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了」の資格を有する者とする。

4 施工管理

請負者は、工事の施工に当たり、「建設工事必携」(令和5年4月 茨城

県土木部編集)、下水道土木工事標準仕様書(平成4年4月 土浦市建設部下水道建設課)に基づき施工すること。

また、関係法規等を遵守し、適切な施工管理に努めること。

5 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条、土木工事にあつては茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14 から1-1-1-16、営繕工事にあつては、公共建築工事標準仕様書1.1.8 から1.1.10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン〔土浦市〕：令和8年3月改定」によることとする。

6 工事現場発生品

工事現場発生品について、引き渡しを要しないものは、関係法令に従い適切に処理し、監督職員に報告しなければならない。また現場発生品を有償にて売却したときは、売却先、数量が確認できる書類(伝票等)を提出すること。

7 その他

工事について、疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

電子納品対象工事特記仕様書

- 1 本工事は電子納品の対象工事とする。
- 2 実施内容は成果品の電子化であり、以下のとおりとする。
 - (1) 工事写真について、電子媒体で納品する。
 - (2) C A D発注図面（SFC 又は P21 形式）の提供がある場合には、完成図面についても C A Dデータを作成し、電子媒体で納品する。
 - (3) その他、監督職員の指示するもの。
- 3 本業務の電子納品に係る管理番号は R8KHTG01 GESUI(半角大文字)とする。
- 4 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこととする。特に写真帳及び C A D図面の作成に当たっては、それぞれ、「デジタル写真管理基準（案）」及び「C A D製図基準（案）」に基づく。
- 5 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体（C D－R）2部とする。
- 6 請負人は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- 7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。